

個人情報保護委員会（第316回）議事概要

- 1 日 時：令和7年3月5日（水）13:30～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、
梶田委員、高村委員、宍戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

浅井委員から「全体像について一言申し上げる。我が国が提唱し、当委員会も推進している DFFT、つまりは信頼性のある自由なデータ流通の観点からも、個人情報保護政策に関する検討を進めていく際には、最新の国際動向や、各国・地域での制度の潮流と共鳴していくことが重要であると考えている。

つい先週、米国出張してきた際に、米国政府のカウンターパートと意見交換をする機会があり、日本の個人情報保護法の3年ごと見直しの状況についても共有した。その際の意見交換を通じて、規制とデータの利活用のバランスの重要性を再認識した。私としては、例えばAI開発を念頭に置いた統計目的のための利用に際して、本人関与を緩和するという議論は、データの利活用の点でその方向性を同じにするものと感じた。

また、課徴金についても、各国・地域で導入されている現状を注視すれば、執行の実効性確保のためには必要不可欠であると考えている。

今回の3年ごと見直しの検討は、個人情報保護政策の国際動向を踏まえると、タイミングにかなった内容であり、内外の関係者の理解を得ながら、これを今後具体化していくことが重要であると考えている」旨の発言があった。

宍戸委員から「3点申し上げたい。1点目に、本日お示しいただいた考え方（案）の第2の1「個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方」は、本委員会が1月22日に決定した今後の検討の進め方について、明示的な論点として提示したものであると思う。この規律の在り方の議論については、今後の個人情報保護法の見直しの中で、従来の個人情報保護法制の考え方である、個人情報を取り扱う者に義務を課しそれに対して制裁を科すということから、一歩進んだ規律になり得るところもあるかと思うので、早期に更なる検討を進めて、また必要な場合には様々な方から御意見を伺っていくことが必要ではないかと考えている。

2点目に、資料1-3で整理いただいたように、3年ごと見直しに関する検討のプロセスの中で、様々な有識者あるいはステークホルダーの方々が

ら短期間にこれだけの御意見が寄せられていることは非常に有り難いことだと思ふ。この場で御礼を申し上げるとともに、事務局において大変な作業をしていただいたと思ふ。大変な作業をしていただいたところ、さらに頑張ってくださいと申し上げるわけだが、引き続きステークホルダーとの協議を進めていってほしいと思ふ。本日提出いただいた資料 1-1 を拝見すると、例えば第 1 の 1 の (1) 統計情報等の作成等については、以前提出していただいた資料から注釈の部分がより詳細になっており、ステークホルダーの方々のお話を伺っていく中で、このような記載の更なる明確化、具体化が図られていると思ふ。このような観点からもステークホルダーの方々とよく議論をして、ベターレギュレーションに向かっていくことについても、御理解を頂きながら進めていただければと思ふ。

3 点目について、事務局の方が詳しいと思ふが、政府においては、例年夏に向けて様々な政策パッケージを取りまとめ、内容によっては閣議決定や本部決定等といったプロセスを踏まれると承知している。私も有識者として構成員を務めているデジタル行財政改革会議が 2 月 20 日に開催された。その会議では、この夏に「デジタル行財政改革取りまとめ 2025」を策定する方向性が示されている。また当日の会議では、石破総理より、プライバシーの保護とデータ活用の両立などの視点を踏まえて、データ利活用制度の在り方について方針を定めるように、との御指示があった。もう早いもので 3 月であり、6 月までそう時間がないと思っている。「データ利活用制度・システム検討会」も非常に急ピッチで議論をしているところである。こうしたプロセスが走っている中で、個人情報保護委員会が期待されている役割を十分に果たすことができるよう、3 年ごと見直しを含めた委員会内部での議論を加速し、発信していってほしい」旨の発言があった。

清水委員から「まずは 3 年ごと見直しの各論点の具体的規律の方向性案が全て出そろったことになり、事務局の御尽力に感謝したい。

委員会の議論を踏まえて、ステークホルダーからのフィードバックをお願いしているところであるが、意見照会をかけた団体、特に主要経済団体からまだ御意見が出そろっていないようである。この先のステップに進むためには、事業者側の協力は不可欠であることから、全ての項目の集約に時間を要するようであれば、段階的にでも結構なので、フィードバックを頂き、着実に議論を進めていただきたい。

また、意見提出のあった消費者団体等とは密接に意見交換を進めていただき、議論をまとめていただきたい」旨の発言があった。

高村委員から「同意規制の在り方について意見を申し上げる。一定の場合に目的外利用や要配慮個人情報の取得、第三者提供について、本人の同意を不要とすることについては、一昨年のヒアリングにおいて指摘があった点であり、重要な論点である。今回、「本人の権利利益への直接の影響の有無

等」という新たな視点で整理を行ったものと理解しているが、これに対しては賛同する意見のある一方で、慎重な意見も見られる。賛同する意見も無条件で賛同しているわけではなく、対象行為の特定化や、適切なガバナンスの確保等の条件が必要というものと理解している。

また、慎重な意見もデータの利活用には、法令遵守体制の確保や違反行為への制裁措置等が同時に必要というものと受け止めている。個人情報分野は、一つの事業者又は一つの行政機関等の特定の職員の違反行為であっても、極めて多数の本人の権利利益への直接的な影響等が発生し得る分野である。しかも一度発生すれば、事後的に完全に被害を回復することが困難な分野であることから、この論点については双方の考え方を十分に踏まえながら、議論を進めていただきたい旨の発言があった。

藤本委員から「全体的な方向性や考え方については賛同する。今後に向けてのコメントになるが、ルール違反には適切に対応できるようにして、企業などの組織における実務に過剰な負担にならないように、適切な説明やコミュニケーションを実施していくことが大切と思っている」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題の資料、議事録及び議事概要について準備が整い次第公表することとなった。

(2) 議題2：令和5年度施行状況調査（令和6年度実施）の結果について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「行政機関等における個人情報保護法の施行状況についてはおおむね適正に施行されているものと受け止めた。地方公共団体は今回が初めての調査であるところ、規定の不備等があり、今後の対応として資料にも記載されているとおり、注意喚起をした上で改善状況を注視していただきたい。

もう1点、個人情報ファイル簿を公表していない自治体が調査日時点で約1割あったとのことである。個人情報ファイル簿の作成・公表は、法第75条で義務付けられており、早急に整備するようしていただきたい。個人情報ファイル簿を公表していないのは小規模な自治体が多いとのことだが小規模な自治体であれば保有するファイルも限られると想定されるので、迅速な対応をお願いしたい。」旨の発言があった。

大島委員長代理から「行政機関等の個人情報保護法の施行状況についてきめ細かい調査をしていただき、感謝を申し上げたい。清水委員の話にもあったが、まだ不十分な点があり、引き続き、丁寧かつ、きめ細かいフォローをお願いしたい。」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

- (3) 議題3：令和6年度定期的な報告（令和7年度実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

宍戸委員から「番号法が改正され、マイナンバーの利用事務が拡大されていく中、マイナンバーを取り扱う地方公共団体等の活動、安全管理措置が適切に行われているかどうかについては、引き続き事務局において注視をしていただきたい。また、何かあれば報告いただきたい」旨の発言があった。
原案のとおり、決定することとなった。

- (4) 議題4：監視・監督について
※内容について非公表

- (5) 議題5：令和6年度第3四半期における監視・監督の状況について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤本委員から「本議題の資料では、全体的な状況が分かりやすくまとめられており、サイバー攻撃などによる不正アクセス事案が多いことが確認できた。案件に応じて、技術的安全管理措置のほかにも、組織的安全管理措置、人的安全管理措置に関する指導なども実施されており、効果的な指導になっていると思う。

技術的安全管理措置に関する指導は重要であるが、効果的な指導を行うために他のサイバーセキュリティ機関との連携がますます必要になっている。現状の取組について確認しておきたい」旨の発言があった。

それに対して、片岡参事官から「サイバーセキュリティ関係機関との連携として、不正アクセスによる漏えい等が発生した場合に、覚書を交わした上で、他機関への報告制度について相互に紹介することとしている。具体的には、サイバーセキュリティに関する脆弱性情報を収集・公表しているIPAへの報告を促すほか、サイバーセキュリティの捜査部署を有する警察庁への報告を促すこととしている。他方で、IPAや警察庁への報告がなされた場合には、個人情報保護委員会への漏えい等報告義務を行っていないときは、報告を促すようにしてもらっている。また、覚書に基づいて、重要インフラを提供する機関による大規模なインシデントについて、NISCと共同でヒアリングを実施する場合もある。

また、今年度からサイバーセキュリティ関係機関との連携を強化するため、連絡会を四半期ごとに開催しており、その第1回目を昨年12月に行っている。連絡会のメンバーは、個人情報保護委員会、NISC、警察庁、IPA及びJPCERTである。

連絡会では、個人情報保護委員会からは、本議題で説明した「監視・監督権限の行使状況の概要」に基づいて不正アクセス事案の動向を説明する一方、他のサイバーセキュリティ関係機関から、最近の動向を踏まえた問題意識や専門的な知見を説明いただいている。

サイバーセキュリティ機関から専門的見地での助言を得て、個人情報保護委員会としては、個人情報保護法上求められる各種の方策等の検討・把握等に資するものとして、連絡会を生かしていきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (6) 議題6：令和6年度第3四半期における総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「第3四半期の総合的な案内所の活動について御報告いただいた。大変分かりやすくまとめていただいて、何らかの情報を得たい第三者が読んだ場合にも内容が分かるようまとまっている。本事業では、当事者間の自主的な解決を促すという基本方針に基づいて、民間、公的、いずれの部門の案件についても相談者に対して関係する法令等を案内し、助言を行い適切に対応していただいていると理解した。今後とも監視・監督室等とも適切に連携して、極力相談者の不安の払拭につながるよう丁寧な対応に努めていただきたい。そのような丁寧な対応を通じて、委員会の信頼性も高まっていくと考えており、それがまた、有用な情報提供につながっていくと期待しているのでよろしく願いしたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (7) 議題7：令和7年度 実地調査及び立入検査計画について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

以上